

今城こども園（仮）基本計画策定等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

今城こども園（仮）基本計画策定等業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和元年度に策定した「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」で定めた基本理念及び基本目標の実現のため、今城幼稚園と今城保育園とをこども園化することに伴い、両施設を一元化し、こども園として利用するために必要な改修等について、基本計画策定及び基本設計並びに実施設計を実施するものである。

(3) 業務内容

今城こども園（仮）基本計画策定等業務仕様書による。

(4) 業務期間

契約日から令和3年3月31日まで

2. 予算（予定価格）

8,448,000円（税込み）を限度とする。

（確認申請、構造計算適合性判定手数料等を含む）

なお、参考見積書の金額が、予算を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 令和2年度瀬戸内市建設工事等入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタント関係の業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること。

(2) 岡山県内に本社又は本店を有する者であること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

(4) 平成17年4月以降に、次のア及びイの両業務を履行し、完了した実績があること。

ア 建築基準法別表第1（い）欄（2）項に規定する建築物の新築、増築又は改築工事に係る実施設計業務。ただし、受注した実施設計業務部分が延床面積100㎡以上のものに限る。

イ 岡山県内において、国又は地方公共団体が発注する建築物の新築、増築又は改築工事に係る実施設計業務（金額、規模は問わない）。

(5) 公示の日から受注候補者（以下「候補者」という。）特定の日まで、瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前の者でないこと。破産手続開始の申立てを行い、又は銀行取引停止を受けている場合等経営状態が著しく悪化していると認められる者でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

5. 候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を特定教育・保育施設基本計画策定等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、候補者を特定する。

審査にあたっては、当該業者のヒアリング及びプレゼンテーション等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記 10 及び 11 のとおりとする。

6. 現地説明会

(1) 開催日時

令和 2 年 8 月 7 日（金）10 時 00 分から

(2) 開催場所

瀬戸内市立今城幼稚園（瀬戸内市邑久町向山 588 番地 8）

瀬戸内市立今城保育園（瀬戸内市邑久町向山 588 番地 6）

(3) 参加申込み

① 申込方法

現地説明会参加申込書（様式 15）により、ファックス又は E メールにて提出すること。ただし、必ず電話にて到着又は着信を確認すること。

② 提出期限

令和 2 年 8 月 6 日（木）15 時 00 分まで（必着）

※提出期限を過ぎた申込み、上記以外の方法で提出された申込みについては受け付けないので注意すること。

③ 提出先

瀬戸内市 こども・健康部こども政策課

FAX 0869-26-8002

メールアドレス kodomo@city.setouchi.lg.jp

(4) 留意事項

① 現地説明会の参加は、1 業者につき 3 名までとする。

② 本プロポーザルに参加できる者のみ参加できるものとする。ただし、再委託先業者

の参加を妨げるものではない。

③ 現地説明会の参加は、任意であり、審査上、参加の有無は考慮しない。

7. 質疑・回答

(1) 提出方法

質問書・回答書（様式 5）により、ファックス又はEメールにて提出すること。ただし、必ず電話にて到着又は着信を確認すること。

(2) 提出期限

令和 2 年 8 月 12 日（水）15 時 00 分まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市 こども・健康部こども政策課

FAX 0869-26-8002

メールアドレス kodomo@city.setouchi.lg.jp

(4) 回答期限

令和 2 年 8 月 17 日（月）

(5) 回答方法

瀬戸内市ホームページに掲載し回答するものとする。

8. 参加申込み

(1) 申込方法

参加申込書（様式 1）に、次に掲げる書類と返信用封筒（84 円切手貼付）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

① 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式 2） 1 部

② 業務実績調書（様式 3） 1 部

(2) 申込期限

令和 2 年 8 月 20 日（木）15 時 00 分まで（必着）

(3) 申込先

瀬戸内市 こども・健康部こども政策課

〒701-4264 瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者に対して、令和 2 年 8 月 24 日（月）までに参加資格審査結果通知書（様式 4）により通知するものとする。

(5) その他

① 参加者は、設計の資格の保有及び所定の資格を有する技術者の配置が可能な単一の設計事務所とする。

② 同一参加者の本社・支店等での重複申込みは認めない。

9. 企画提案書等

(1) 基本事項

基本計画策定等業務における取組方法について提案を求め、受託者を特定するための資料である。また、提案された内容のすべてが業務の条件になるものではなく、さらに、業務の具体的な内容や成果品の一部（設計図、透視図、模型写真等）の作成や提出を求めるものではない。そのため業務は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、瀬戸内市と協議の上、開始することとする。

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A4判用紙（カラー）、片面10枚以内（様式12・目次等は含まない）とし、下部中央にページ番号を記入し、長辺をホチキス2か所で綴じること。A3判を使用する場合は、A4判用紙2枚と計算し片袖折りとすること。

(3) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6） 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部
 - ア 会社概要（様式7）
 - イ 技術者の概要（様式8）
 - ウ 担当技術者調書（様式9）
 - エ 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式10）
 - オ 再委託調書（様式11）
 - カ 工程表（任意様式）
 - キ 企画提案書（様式12）
 - ク 参考見積書（様式13）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和2年9月4日（金）15時00分まで（必着）

(6) 提出先

瀬戸内市役所 こども・健康部こども政策課
〒701-4264 瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

(7) 業務の要件

- ① 既存の土地・施設を有効に活用し、用途変更、改修、増築及び一部解体・減築等を組み合わせて行う複数の案を示し比較を行うこと。
- ② 認定こども園としての施設基準及び定員を満たす居室面積等の基準を満たすこと。

(8) 特性や課題

- ① 令和3年4月から、今城幼稚園と今城保育園は、保育園舎を使用して、こども園

として運営開始を予定している。なお、在園児数は、施設整備完了までは令和 2 年度と同規模を予定している。

- ② 運営と施設整備を両立し、安全に配慮した事業計画を必要とする。
- ③ 施設整備においては、0 歳児から 2 歳児の定員増による保育スペースの確保及びこども園化による職員室、調理室、便所スペース等の整備を必要とする。

(9) 企画提案を求めるポイント等

本プロポーザル（技術提案）のテーマは、次の A～C の 3 項目とする。

【テーマ】

A 子どもが健やかに成長する教育・保育を提供できる認定こども園機能についての考え方

- ・別に定める仕様書等を基に、園舎、屋外遊技場、駐車場などの適切な配置
- ・周辺施設、環境、防災区域への配慮を考慮した配置
- ・地域の拠点性及び認定こども園の機能

B 事業費の削減と環境負荷の低減についての考え方

- ・ライフサイクルコスト低減のための方策と実現可能なコスト管理
- ・省エネルギー、省資源対策

C 認定こども園にふさわしい安全性の確保及びユニバーサルデザインについての考え方

- ・園児が安全に豊かな園生活を営める、細部まで配慮した計画
- ・施設整備で行うセキュリティの考え方

(10) その他

- ① 原則として、企画提案書は 1 者 1 提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

10. 審査方法

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書の書類審査を行うとともに、企画提案についてのヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。下記 11(1)で示す審査項目及び配点に基づいて審査を行い、下記 11(2)で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は書類審査によりヒアリング及びプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むものとする。

(2) 審査実施日

令和 2 年 9 月 11 日（金）予定

(3) 審査結果の通知

提案者に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式 14）により通知するものとする。

(4) 審査結果の公表

① 公表内容

候補者名、提案価格及び合計評価点その他必要な事項とし、候補者とならなかった者の名称は公表しない。

② 公表方法

瀬戸内市ホームページに掲載し公表するものとする。

11. 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

本プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績・技術者 20/100点

イ 企画提案の内容・実施体制 60/100点
(ヒアリング等の内容)

ウ 参考見積価格 20/100点

(2) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高いものとする。この場合において、合計点が最も高いものが2者以上あるときは、審査委員会が採決し決定する。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決し決定する。

12. 日程

公示	令和2年7月29日(水)
説明会参加受付締切	令和2年8月6日(木)15時まで
説明会の開催	令和2年8月7日(金)
質問受付締切	令和2年8月12日(水)15時まで
質問回答期限	令和2年8月17日(月)
参加申込書受付締切	令和2年8月20日(木)15時まで
結果通知の送付(参加資格審査)	令和2年8月24日(月)
企画提案書等受付締切	令和2年9月4日(金)15時まで
審査(ヒアリング等)	令和2年9月11日(金)予定
結果通知の送付(企画提案審査)	令和2年9月中旬 予定
契約締結	令和2年9月中旬 予定
業務開始	令和2年9月中旬 予定

13. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合し

ないもの。

- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申込を行い、参加資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算（予定価格）を超過したもの。

14. 契約

(1) 契約方法

瀬戸内市契約規則（平成16年瀬戸内市規則第50号）により契約する。

(2) 契約手続き

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

(3) 契約保証金

瀬戸内市契約規則第33条の規定に基づき、契約保証金の納付を要する。ただし、同規則第35条のいずれかの規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除とする。

(4) その他

選定された候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とすることができるものとする。

15. その他

- (1) 提案者は、提案した業務内容について誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 提出書類は返却しない。ただし、瀬戸内市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (3) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（瀬戸内市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任技術者及び担当技術者は、原則と

して変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。

- (8) 参加者は、候補者特定の日までの間に、「4. 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (9) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。
- (10) 提供可能な資料は次のとおりとする。

資料1：提出書類の様式

資料2：第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）

資料3：図面

16. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市 子ども・健康部子ども政策課

〒701-4264 瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

TEL 0869-24-8015

FAX 0869-26-8002

E-mail kodomo@city.setouchi.lg.jp

瀬戸内市ホームページ <http://www.city.setouchi.lg.jp>